

(答申第45号)

答 申

第1 審査会の結論

岐阜県知事が作成した「住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 全項目評価書(案)」(以下「本件評価書」という。)については、特定個人情報保護評価指針(平成26年4月特定個人情報保護委員会告示第4号)第10の1(2)に定める適合性及び妥当性の2つの観点から審査したところ、指針に定める実施手続に適合し、かつ、その内容は、指針に定める特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当であることから、特定個人情報保護評価が適切に行われていると認められる。

第2 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問事案について、以下のように審査を行った。

	審 査 の 経 過
令和2年3月23日(第95回審査会)	諮問、実施機関からの説明、質疑及び審議

(参考) 岐阜県個人情報保護審査会委員

役 職 名	氏 名	職 業 等	備 考
	加藤 享子	岐阜県商工会女性部連合会	
会 長	栗山 知	弁護士	
	下条 芳明	朝日大学法学部教授	
	原山 美知子	岐阜大学工学部准教授	
	和田 恵	弁護士	

(五十音順)